

## 新型コロナウイルスに 負けないぞ！第2弾

前回、二転三転している国の支援策を取り上げましたが、今回は第2弾として県の支援策と市の支援策を以下にまとめてみました。

### 新潟県による支援策

#### ■「コロナ感染症対応資金（県制度融資）」

民間金融機関を通じた資金繰り支援として、一定の要件を満たした場合、3年間無利子、保証料ゼロ

◇融資限度額…3千万円

◇融資期間…10年以内（据置5年）

#### ■「コロナ感染症対策特別融資（県制度融資）」

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営の安定に支障を生じている事業者向けに既存の経営支援枠の限度額を拡大（融資期間&据置期間を延長）

◇融資限度額…5千万円

◇融資期間…10年以内（据置3年）

#### ■元金の返済猶予

県の制度融資を借り入れ、返済が始まっている方に対し、最長1年までの返済猶予

#### ■県の休業要請に基づき（4・24～5・6）

まで休業した方への協助力金

遊興施設（バー・スナックなど）は休業  
居酒屋を含む飲食店は短縮営業  
（午前5時～午後8時）お酒は午後7時まで  
休業要請に応じた事業者へは、

◇協助力金…1事業者10万円を支給

◇申請受付…5月上旬～6月末（予定）

#### ◇申請書類

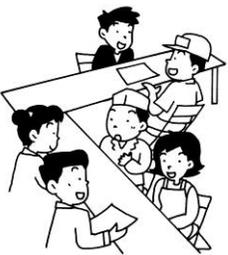
- （1）申請書誓約書（後日配布）
- （2）営業実態が確認できる書類

例（確定申告書の写し、直近の帳簿、営業許可証の写しなど）

（3）休業の状況が確認できる書類

例（店頭張り紙、ポスターの写真など）

◇支給方法…未定



### 上越市による支援策

#### ■事業継続支援緊急助成金

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少している事業者の経費の負担を軽減し、事業の継続を支援するための助成金

◇支給条件…売上額が前年同月比20%以上減少

◇対象経費…土地、建物、動産の賃料の3か月分

◇助成額…従業員5人以下の人も含む＝15万円上限  
従業員5人超＝30万円上限

#### ◇申請書類

- （1）申請書
- （2）確定申告書類などの写し
- （3）賃貸借契約書の写し
- （4）通帳の写し
- （5）売上減が分かる帳簿の写し

#### ◇申請方法

上越市役所産業政策課へ郵送

◇申請期限…6月30日まで

#### ■雇用調整助成金（申請費用補助）

社労士などの専門家に依頼した場合の費用を補助

従業員20人以下の事業所＝全額

20人を超える場合は1/2

いずれも上限は10万円

#### ■信用保証料を100%補助

県のセーフティネット資金の保証料を市が100%補助。また、借入利率の一部も市が補助

#### ※その他、糸魚川市、妙高市も独自の支援策有り。相談は各市役所・民商まで。

そんな中、上越民商では4月22日、「コロナ禍学習交流会」を飲食店の会員を中心に民商会館3階で開催。18名の方が参加しました。

冒頭、料飲組合長の増村さん（喫茶）が「県の非常事態宣言も出て、商売が非常に厳しい状況に置かれているが、自分たちにはどんな支えがあるのか学習し、生き延びていきましょう」と挨拶し、交流が始まりました。

参加者からは、「3月半ばくらいから客足が止まった状態だ」「家賃とカラオケリース代が払えない」「企業は、従業

員に夜の外出規制もしているので、お客さんが激減」「県外からの材料仕入が出来ない」「売上が無いと店の固定費はもちろん、自分の生活もままならない」「お客さんが来ないので、4月半ばから店を閉めている」「お店を開いていると、世間から犯罪者のように見られる」など切実な状況が出されました。

岩澤会長からは、「この状況を克服するには、今使える制度を何でも利用し、早く通常営業できるように皆で頑張ってください」と確認しました。

上越民商では日々の情勢は刻々と変化しますが、以下のようにコロナ禍で困っている方の相談会を開催します。

■日時 5月11日（月）

午前10時～12時  
午後1時～5時

■場所 民商会館 3階

※書類の記載等が解らない方もぜひご参加下さい。  
一般の方の参加も大歓迎！

### 一人で悩まず みんなで解決

#### PC記帳ビギナー講座開催

今年から「青色申告」にした会員で、「パソコン記帳」に挑戦したい人を中心に3回講座で学習会を企画しました。参加者は5名。青色申告は「金銭出納帳」が基本になるので、1回目は入金伝票の書き方、出納帳への転記の仕方等を学びました。参加者からは「現金と普通預金がごっちゃになっちゃう」「経費の科目が解らない」などの声。2回目はパソコンを使い実際に入力作業を開始。慣れない作業ですが参加者は楽しそうに頑張っています。



#### 連休中の商工新聞について

5月4日は休刊になります。  
5月11日は少し早いです。5月の集金袋と一緒に5月当番さんへ、4月30日～5月1日にお届けする予定です。  
※事務所の休みは暦通りです。